婚姻届の記入のしかた

1　持参するもの

①　婚姻届書及び戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）

②　届書を持参する方の本人確認できるもの

・マイナンバーカード（個人番号カード）

・運転免許証やパスポート　など

※官公署の発行する顔写真が添付されている身分証明書）

2　届書と戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の提出通数

婚姻前の本籍	届書通数	戸籍全部事項証明書通数	
		夫	妻
夫・妻ともに山形市内	1		
夫山形市内、妻山形市外	1		1
夫山形市外、妻山形市内	1	1	
夫・妻ともに山形市外	1	1	1

3　記入上の注意

①　記入については、黒のペンかボールペンを用い、かい書で丁寧に書いてください。（消せるボールペン等は不可）

②　氏名は略字を使わず、戸籍に記載されてある字体でご記入ください。

③　印鑑について（証人も含む）

押印は任意です。

④　証人については、１８歳以上の成人者であればどなたでも結構です。

２人から署名をいただいてください。

押印は、任意です。

4　その他

①　養子縁組をともなう場合は、別に届出が必要ですから、窓口に申し出てください。

②　住所異動がある場合は、婚姻届とは別に届出が必要です。

③　国民健康保険の加入者（山形市に住民登録している者）で、婚姻により氏が変更になる場合は、国民健康保険証を婚姻後の氏に変更しますので、７番窓口にお持ちください。

※　その他、不明な点は係におたずねください。

山形市役所

TEL　０２３－６４１－１２１２

市民課　戸籍係　（内線）３４７・３４８